

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 24 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2020 年 7 月 5 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 労働災害の死傷者数のうち、労働者50人未満の事業場で発生したものが過半数を占める。
2. 「特定化学物質障害予防規則」および「有機溶剤中毒予防規則」は政令である。
3. 赤外線的眼に対する影響は白内障である。
4. 石綿を取り扱う作業に1年間従事した労働者に対する健康診断は、定年退職後も継続する必要がある。
5. ベンゼンは、特定化学物質のうち特別有機溶剤として規制されている。
6. 生涯を通じた健康づくりを継続的に推進するために、市区町村を単位として地域・職域連携推進協議会が設置されている。
7. 使用者の安全配慮義務は、危険予知義務、危険回避義務、本人への伝達義務、再発防止義務の4つで構成されている。
8. 労働安全衛生法で定められている安全衛生教育は、雇入れ時教育、作業内容変更時の教育と危険有害業務に対する特別教育、職長教育の4つである。
9. 屎尿処理場で再雇用された労働者で、前職が他県の屎尿処理場の勤務で、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了していた場合でも、特別教育は必要である。
10. 有機溶剤を取り扱う作業員への特別教育は法定の義務ではないが、SDSの情報や局所排気装置の構造、労働衛生保護具の使い方や点検方法に関して教育を行うことは、健康障害の予防対策上、重要である。
11. 自らの健康の保持増進に努めることは、労働者に対して労働安全衛生法上規定されている。
12. 健康測定とは、疾病の早期発見を目的として、生活状況調査、医学的検査および運動機能検査などを行うことである。
13. 労働安全衛生法では、衛生委員会の委員に保健師を含むことが規定されている。
14. 安全衛生のリスクアセスメントにおいて、ハザードとリスクは同義である。
15. 労働安全衛生規則第47条に定められている給食従業員の検便は月に2回以上実施することが規定されている。
16. 産業医の法的な義務として職場巡視と衛生委員会への出席がある。
17. 労働衛生教育には、労働安全衛生規則でその実施が定められているものがある。
18. 平成30年の業務上の死亡者数は909人と前年の978人から減少している。
19. 長期休業者の職場復帰可否に関する最終的な決定は、産業医の職務である。
20. 業務上の事由または通勤による傷病が治癒した時に心身に一定の障害を残した場合、障害一時金または障害年金が給付される。
21. 二次健康診断等給付制度により、健康診断の貧血検査にて所見を認めた労働者は、指定医療機関であれば無料で二次検査を受けることが出来る。
22. 二次健康診断等給付の手続きは、産業医の請求に基づいて行われる。
23. 粉じんの作業環境測定は、「じん肺法」で規定されている。

24. 労働時間の改善は、作業環境管理に含まれる。
25. 産業医の職場巡視の頻度は、有害業務に従事する労働者の数によって定められている。
26. 有機粉じんによる呼吸器疾患は、じん肺法におけるじん肺の対象に含まれていない。
27. 労災病院は、労働安全衛生法に基づき事業場からの労災防止対策の相談を無料で行っている。
28. 労働安全衛生法において、労働者の義務として規定されているのは、健康診断の受診と保護具等の使用の2点である。
29. 第9次粉じん障害防止総合対策は、屋外より、粉じん濃度が高くなりやすい屋内での研磨作業が重点対策として取り組むよう求められている。
30. 産業医が辞めた（死亡も含む）場合には、当該事由が発生してから遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出ることが事業者には義務付けられている。
31. 派遣労働者が、派遣先で有害業務に従事する場合の特殊健康診断は、派遣元事業所の責務である。
32. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、一般の民間企業は2.2%、国・地方公共団体は2.5%の法定雇用率を達成しなければならない。
33. 健康診断後の事後措置が事業者には義務付けられている。
34. 常時50人以上の労働者を使用する事業場における産業医の選任義務が免除される業務内容が規定されている。
35. 労働災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応には第三次産業が挙げられている。
36. 職場におけるエイズ対策として、職場において労働者に対しエイズ教育を行い、エイズに関し正しい知識を提供することが必要である。
37. 衛生管理者は、少なくとも毎月1回作業場を巡視しなければならない。
38. 産業医は、職場巡視で得られた情報を、労働衛生計画を立てるなど中長期的な活動に活用するようにする。
39. 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、個人情報保護法の適用外になる。
40. 安全配慮義務は、労働基準法に明記されている。
41. 事業者は事業所規模にかかわらず、安全衛生委員会や衛生委員会を設置する義務がある。
42. 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）」では、労働者が疲労やストレスの問題を相談できる相談室の設置を求めている。
43. 暑熱・寒冷の作業場では、6か月以内ごとに1回作業環境測定を行わなければならない。
44. トリレンジイソシアネート（TDI）は気道感作性が認められる。
45. 作業環境測定の結果が第3管理区分であるとき、当該単位作業場所の気中有害物質濃度の平均は管理濃度を越えている。

46. SDS は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略語である。
47. 事務所衛生基準規則では、空気調和設備のあるところでは室温は 17℃以上 28℃以下になるように努めることとされている。
48. 床から 4mまでの部屋の容積から、備品や設備のおよその体積を差し引いたものを気積といい、労働者 1 人当たり 10m³以上確保する必要がある。
49. ベンジジン及びその塩やベンゼンゴムのりは製造禁止物質である。
50. A 測定では測定結果の幾何平均値、幾何標準偏差を用いて 1 つの評価値を計算し、管理濃度と比較して区分を決定する。
51. 特殊健康診断で業務関連の異常者が出ていても、作業環境測定結果が第 1 管理区分であれば問題がない。
52. 特殊健康診断における尿中や血液中の代謝物の濃度は、ばく露に関する情報である。
53. ニッケル化合物の特殊健康診断では、2 次健診として尿中ニッケル濃度測定がある。
54. 石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場では石綿の空気中における濃度を測定しなければならない。
55. 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（快適職場指針）」は、仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくりを目指している。
56. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の 3 つの温熱要素の影響を受けている。
57. 改正健康増進法では学校や病院は原則敷地内禁煙となっている。
58. 有機溶剤中毒予防規則では局所排気装置の囲い式フードの制御風速は 0.4m/s である。
59. 等価騒音レベルは、時間とともに変動する騒音レベルを一定時間の平均エネルギー値として表す量である。
60. 事務所衛生基準規則では、空気調和設備または機械換気設備のあるところでは二酸化炭素濃度は 0.1%以下と決められている。
61. 酸欠危険場所では、作業開始前に作業環境測定士による作業環境測定を行わなければならない。
62. 生物学的モニタリングは、個人ばく露濃度測定よりも多くの物質について測定が可能である。
63. A 測定の測定時間は 1 測定点で 10 分以内、全体で 1 時間以内とする。
64. 作業環境管理における化学物質の「管理濃度」は、1 日 8 時間、1 週 40 時間のばく露を受けても大部分の労働者に健康影響がない濃度として設定されている。
65. 化学物質の個人ばく露評価の目的は、当該労働者の当該物質による健康障害の程度を評価することである。
66. 中央管理方式の空気調和設備のある事務所に供給される空気の衛生基準は、浮遊粉じん濃度および一酸化炭素の濃度で評価される。

67. 作業機の机上面の高さについて、精密作業では腰の高さよりも胸の高さ程度に設定することが適当である。
68. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。
69. 耳栓には低音域のみを遮蔽し、会話域が聞き取りやすいタイプもある。
70. ろ過式呼吸用保護具を酸素濃度が 18%以下の環境で用いることは、ろ過捕集効率に影響するため注意が必要である。
71. ずい道等の掘削の作業や高圧室内作業などに従事する労働者には、特別の教育が必要である。
72. 取替え式防じんマスクの粒子捕集効率は、RS1 より RS2 の方が高い。
73. 作業強度にかかわらず、肺の換気量が増加すれば、作業環境中の有害物質への曝露量が増加する。
74. 事務職場の作業管理において、作業姿勢を適切に保つため、座面と机の面との高さの差は 27~30cm 程度が望ましいとされる。
75. 有害な化学物質による健康障害を予防するため、より有害性の低い化学物質への代替化を進めるのが、作業管理である。
76. 騒音の発生する職場において、曝露時間が 8 時間の許容騒音レベルは、100dB(A)である。
77. 産業医は、一般健康診断結果に基づき、作業環境測定の実施に関して事業者に意見を述べることができる。
78. テトラクロルエチレンを取り扱う作業者の特殊健診では、尿中代謝物の量の検査を行う義務がある。
79. 作業環境の騒音レベルが許容騒音レベルよりも 20dB(A)高い場合には、第 1 種耳栓を選択・使用させる。
80. 海外派遣時の健康診断は海外に 6 月以上派遣される労働者のみが対象となり、同行する家族に対して、事業者が健康診断を実施する義務はない。
81. 派遣労働者が、派遣元事業者の指定する医師による健康診断を希望せず、派遣先事業者が実施する一般健康診断を受診する機会があったので、この結果を派遣元事業者に提出した。
82. パートタイム労働者の健康診断は、1 週間の労働時間が所定労働時間の 2 分の 1 未満の場合、労働安全衛生法上の実施義務はない。
83. 38 歳の労働者 A の一般健康診断の尿検査を、医師の判断で省略した。
84. トルエンを取扱う屋内作業場では、第 2 管理区分の場合、妊産婦だけではなく、女性労働者を就労させてはいけない。
85. 水痘のワクチン接種率の低い若い世代がいることを踏まえ、職域でも水痘の感染予防対策が重要である。

86. いわゆる 36 協定とは、労働安全衛生法第 36 条に基づく時間外労働の限度時間に関する労使協定のことである。
87. 健康保持増進活動（THP）における健康測定の実施と個人指導票の作成は、産業医の役割である。
88. 過労死は作業関連疾患に含まれる。
89. 労働者が結核と診断された場合、診断された時点から 6 か月前まで遡った期間内に、その者と同じ場所にいた労働者は接触者調査の候補となる。
90. 就業上の措置が必要な場合には、安全配慮義務の遂行のために肝炎ウイルス検査の結果を本人の了解と関係なく事業者に報告することが必要である。
91. 特殊健康診断のうち、高気圧作業およびベリリウムの製造・取り扱い業務では肺活量の測定が定められている。
92. 労働安全衛生規則第 43 条に規定される雇入時の健康診断の項目には色覚が含まれている。
93. マンガン又はその化合物（これをその重量の 1 % を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務では 6 月に 1 度、握力の測定を行う。
94. じん肺の健康管理手帳の交付要件は、じん肺管理区分が管理 2 又は 3 であること。
95. 安衛法 68 条では、事業者は自傷他害のおそれのある労働者は就業禁止にできる。
96. 知的障害は「知的障害者福祉手帳」により障害者と認定される。
97. 作業関連疾患にはストレス関連疾患が含まれる。
98. 最近 5 年間(2015~2019 年)の我が国の食中毒の患者数はノロウイルス感染症が最多である。
99. 小規模事業場では大規模事業場に比べて、健診の受診率は高く、有所見率は低い傾向がある。
100. 健康保持増進対策のためのスタッフは、産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、産業保健指導担当者、心理相談担当者、産業栄養指導担当者によって構成される。